



# 鳥取県公報

平成28年1月8日（金）  
第 8 7 6 3 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	特定非営利活動法人の設立の認証の申請（1）（東部振興課）・・・・・・・・・・ 2 鳥取県附属機関条例第2条第3項の附属機関（2）（観光戦略課）・・・・・・・・・・ 2 指定居宅サービス事業者の指定（3）（東部福祉保健事務所）・・・・・・・・・・ 2 指定介護予防サービス事業者の指定（4）（〃）・・・・・・・・・・ 2 指定居宅介護支援事業者の廃止の届出（5）（〃）・・・・・・・・・・ 3 指定構造計算適合性判定機関の変更の届出（6）（住まいまちづくり課）・・・・・・・・ 3 保安林の指定予定（7）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・ 3 保安林の指定の解除予定（8）（〃）・・・・・・・・・・ 4 土地改良区の清算人の退任（9）（東部農林事務所）・・・・・・・・・・ 4 道路施設等管理業務の委託契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格等 （10）（県土総務課）・・・・・・・・・・ 4 採石法による採取計画の認可の公表（11）（鳥取県土整備事務所）・・・・・・・・・・ 7 砂利採取法による採取計画の認可の公表（12）（〃）・・・・・・・・・・ 7 砂利採取法に基づく聴聞（13）（中部総合事務所県土整備局）・・・・・・・・・・ 7 指定居宅サービス事業者の廃止の届出（14）（西部総合事務所福祉保健局）・・・・・・ 8 指定介護予防サービス事業者の廃止の届出（15）（〃）・・・・・・・・・・ 8 開発行為に関する工事の完了（16）（西部総合事務所生活環境局）・・・・・・・・・・ 8
◇ 公 告	大規模集客施設の設置の届出（住まいまちづくり課）・・・・・・・・・・ 8 大規模集客施設の設置の届出に対する知事の意見及びその理由（〃）・・・・・・・・ 9 保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 （森林づくり推進課）・・・・・・・・・・ 9

# 告 示

## 鳥取県告示第 1 号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類は、平成28年 2 月28日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成28年 1 月 8 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 申請のあった年月日  
平成27年12月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人回想療法センター鳥取
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
小林 幸男
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
八頭郡八頭町橋本235-1
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
この法人は、障がい者や高齢者に対して、鬱や認知症の予防活動並びに福祉サービス等に関する事業を行い、誰もが生きがいや夢を持って元気に暮らせる地域社会作りに寄与することを目的とする。

## 鳥取県告示第 2 号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第 2 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成28年 1 月 8 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県旅行者誘客のためのパブリシティ業務プロポーザル審査会	旅行者誘客のためのパブリシティ業務に係る受託者の選定に関する事項	平成28年 2 月 1 日から同月15日まで	観光戦略課

## 鳥取県告示第 3 号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年 1 月 8 日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人鳥取福祉会	アクティブ津ノ井	鳥取市津ノ井246-1	平成28年 1 月 1 日	通所介護

## 鳥取県告示第 4 号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第53条第 1 項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成28年 1 月 8 日

## 鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人鳥取福祉会	アクティブ津ノ井	鳥取市津ノ井246-1	平成28年1月1日	介護予防通所介護

## 鳥取県告示第 5 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 82 条第 2 項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第 85 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 28 年 1 月 8 日

## 鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日
あしかわ合同会社	居宅介護支援事業所 おもかげ	鳥取市面影一丁目 367-6	平成 27 年 11 月 5 日	平成 27 年 9 月 17 日

## 鳥取県告示第 6 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 77 条の 35 の 8 第 2 項の規定に基づき、指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成 28 年 1 月 8 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称  
株式会社グッド・アイズ建築検査機構
- 2 変更する旨の届出があった事項  
横浜事務所の所在地  
変更前 神奈川県横浜市中区尾上町 4-57  
変更後 神奈川県横浜市中区尾上町四丁目 57
- 3 変更年月日  
平成 27 年 12 月 15 日

## 鳥取県告示第 7 号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の規定により告示する。

平成 28 年 1 月 8 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所  
日野郡日野町津地字下ノ谷 1106 の 1、1106 の 2
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

**鳥取県告示第8号**

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年1月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
八頭郡八頭町落岩字小田714の3
- 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 3 解除の理由  
河川管理施設用地とするため

---

**鳥取県告示第9号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定に基づき、次のとおり清算法人八東土地改良区から清算人が退任した旨の届出があったので、同法第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により告示する。

平成28年1月8日

鳥取県東部農林事務所長事務取扱鳥取県東部農林事務所副所長 加 藤 裕 利

退任した清算人の氏名及び住所

- |         |                |
|---------|----------------|
| 西 川 博 昭 | 八頭郡八頭町日下部180   |
| 小 林 廣 志 | 八頭郡八頭町日田47     |
| 田 中 康 夫 | 八頭郡八頭町徳丸409    |
| 清 水 忠 司 | 八頭郡八頭町徳丸1131   |
| 田 中 修 一 | 八頭郡八頭町茂田158    |
| 加 藤 典 美 | 八頭郡八頭町皆原111    |
| 稲 中 豊 昭 | 八頭郡八頭町横田127    |
| 中 嶋 繁 夫 | 八頭郡八頭町小別府543   |
| 小 林 広 幸 | 八頭郡八頭町新興寺530-1 |
| 内 田 皓太郎 | 八頭郡八頭町安井宿1154  |

平成27年12月25日退任

---

**鳥取県告示第10号**

平成28年度及び平成29年度において県が締結する道路施設等管理業務の委託契約に係る指名競争入札（限定公募型指名競争入札を含む。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）、その審査申請手続等について次のとおり定めたので、告示する。

平成28年1月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 対象業務  
県が管理する道路施設等に係る次の(1)から(3)までに掲げる業務  
(1) 除雪業務

- (2) 路面清掃業務
- (3) 消雪施設又は融雪施設（以下「消融雪施設」という。）の保守点検業務

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自ら保有し、又はリース（リース期間の末日が平成30年3月31日以後で、中途に解約することが禁止されているものに限る。）をしている除雪機械（次の表の左欄に掲げる種別に応じ、同表の右欄に掲げる処理能力等を有する機械をいう。以下同じ。）を使用する除雪業務（以下「借上除雪」という。）にあつては、いずれかの除雪機械及び当該除雪機械を操作することができる免許等を有する職員（常勤の職員に限る。）を県内の営業所に常に備えていること。

除雪トラック	除雪が可能な装置（プラウ）を装備しているもので、4トン級以上のもの
ドーザー	クローラー型又はホイール型のもので、5トン級以上のもの
モータグレーダー	ブレードの長さが3.1メートル以上のもの
ロータリー除雪車	ロータリ式ホイール型のもので、定格出力が130馬力以上のもの
スノーローダ	ホイール型のもので、5トン級以上のもの
小型除雪機（搭乗式）	搭乗式のもので、定格出力が40馬力以上のもの
小型除雪機（ハンドガイド式）	ハンドガイド式のもので、定格出力が5馬力以上のもの
トラクタショベル	ホイール型のもの
凍結防止剤散布車	自走式又は車載式のもので、積載量が0.5立方メートル以上のもの

- (3) 県が保有する除雪機械を使用する除雪業務（以下「貸与除雪」という。）にあつては、いずれかの除雪機械を操作することができる免許等を有する職員（常勤の職員に限る。）を県内の営業所に常に備えていること。
- (4) 県が保有する路面清掃機械を使用する路面清掃業務にあつては、次に掲げる要件を全て満たす者であること。
  - ア 入札参加資格の審査を申請する日前5年以内に、県内において路面清掃車を使用した路面清掃業務又は路面切削を伴う舗装工事の契約を締結し、完了した実績を有すること。
  - イ 路面清掃機械（次の表に掲げる機械をいう。）を操作することができる免許等を有する職員（常勤の職員に限る。）を県内の営業所に2名以上常に備えていること。

路面清掃車	真空式又はブラシ式のもので、最大積載量が4トン級以上のもの
散水車	タンク容量が6,500リットル級以上のもの

- (5) 消融雪施設の保守点検を行う場合にあつては、次に掲げる要件を全て満たす者であること。
  - ア 入札参加資格の審査を申請する日前5年以内に、県内において、国道若しくは県道に設置された消融雪施設の点検業務、新設工事若しくは修繕工事又は国道若しくは県道に埋設された上水道（簡易水道及び工業用水道を含む。）の新設工事若しくは修繕工事の契約を締結し、完了した実績を有すること。
  - イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の建設業の許可（土木一式工事業に係るものに限る。以下「建設業許可」という。）を受けている者であること。
- (6) 3の(1)の書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。
- (7) 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）又は暴力団員等を役員、代理人、支配人その他の使用人としている法人若しくは個人でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (9) 法人にあつては、法人税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。以下同じ。）並びに鳥取県の県税（延滞金及び加算金を含む。以下同じ。）に未納がないこと。個人にあつては、所得税、消費税及び地方消費税並びに鳥取県の県税に未納がないこと。
- (10) 県内に本店を有する者にあつては、労働保険料に未納がないこと。

## 3 申請手続

## (1) 提出書類 (各 1 部)

ア 道路施設等管理業務委託入札参加資格審査申請書

イ 職員調書 (消融雪施設保守点検業務を除く。)

当該調書に記載している職員が常勤の職員であることの確認ができる書類及び業務に係る運転免許証等の写しを添付すること。

ウ 借上除雪にあつては、除雪機械調書及び除雪機械内訳

除雪機械の売買契約書又は固定資産台帳の写し (リースの場合にあつては、リース契約書の写し) 及び自動車検査証の写し (自動車検査証を有する除雪機械に限る。) を添付すること。また、自動車検査証に記載された車検満了日が平成30年3月31日以前である場合は、誓約書を添付すること。

エ 貸与除雪にあつては、貸与除雪機械希望調書

オ 路面清掃業務にあつては、業務等実績調書

当該調書に記載している業務又は工事の内容が確認できる契約書及び仕様書等の写しを添付すること。

カ 消融雪施設保守点検業務にあつては、業務等実績調書及び建設業許可の通知書の写し又は証明書 (申請日前3月以内に発行されたものに限る。)

キ 法人にあつては入札参加資格の審査を申請する日の属する事業年度の前事業年度 (又は決算終了後4月を経過していない場合にあつては、前々事業年度) における貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては入札参加資格の審査を申請する日の属する年の前年 (又は決算終了後4月を経過していない場合にあつては、前々年) における貸借対照表及び損益計算書

ク 2の(9)に掲げる国税及び地方税に未納がないことを証する納税証明書 (入札参加資格の審査を申請する日前3月以内に発行されたものに限る。) の写し

鳥取県の県税に係る納税証明書については、鳥取県県土整備部県土総務課が鳥取県の各県税事務所に鳥取県の県税の納税状況を直接確認することを承諾する場合 ( (3) ただし書に規定する提出期限までに承諾する場合に限る。) には、提出を要しないものとする。

ケ 鳥取労働局が発行する労働保険料に未納がないことを証する労働保険料納付証明書 (入札参加資格の審査を申請する日の属する月又は当該月の前月に交付されたものに限る。) の写し

コ 法人にあつては、商業登記簿の謄本又は当該法人の登記事項証明書 (入札参加資格の審査を申請する日前3月以内に発行されたものに限る。) の写し (個人の場合は、住民票の写し)

サ 県外に本店を有する者が入札等の権限を委任する場合 (年間を通じて委任する場合に限る。) は、その旨の委任状

## (2) 提出に係る留意事項

提出した書類の内容に変更を生じた場合は、道路施設等管理業務委託入札参加資格審査添付書類変更届及び変更箇所を修正した(1)の書類を(5)の提出先に速やかに提出すること。なお、次の事項に留意すること。

ア 職員調書に記載した者を変更する場合は、当該者の雇用保険被保険者証又は健康保険被保険者証の写しを併せて提出すること。

イ 誓約書に記載した機械について道路運送車両法 (昭和26年法律第185号) 第62条に定める継続検査を受けた場合には、除雪機械内訳及び新たに交付された自動車検査証の写しを提出すること。

## (3) 提出期間及び時間

平成28年1月8日 (金) から平成30年2月23日 (金) までの日 (鳥取県の休日を定める条例 (平成元年鳥取県条例第5号) 第1条第1項に規定する県の休日を除く。) の午前9時から午後5時までとする。ただし、平成28年度初回発注分の1(2)の契約に係る指名競争入札に参加しようとする場合は平成28年2月19日 (金)、1(1)及び(3)の契約に係る指名競争入札に参加しようとする場合は平成28年7月8日 (金) までに提出すること。

## (4) 提出方法

(5)の提出先に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成14年法律第99号) 第2条

第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出すること。

なお、郵便又は信書便による提出は、書留郵便又はこれに相当する信書便の役務によることとし、平成 30 年 2 月 23 日（金）午後 5 時までに到着したものに限り受け付ける。

(5) 提出先

鳥取県県土整備部県土総務課（〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220 電話 0857-26-7347、7454）

(6) その他

申請手続の詳細は、鳥取県のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/32811.htm>）に掲載するので、提出書類の様式については、ここから入手すること。

4 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査の結果については、文書により通知する。

5 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を付与された日から平成 30 年 3 月 31 日（入札参加資格を付与された者が、2 に掲げる要件のいずれかに該当しないこととなった場合にあっては、知事が当該事実を確認した日の前日）まで

6 その他

随意契約の相手方を決定する場合においては、緊急を要する場合その他特別の事由がある場合を除き、この告示で定める入札参加資格を有する者に対し、見積書の提出を依頼するものとする。

鳥取県告示第 11 号

採石法（昭和 25 年法律第 291 号）第 33 条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成 15 年鳥取県条例第 72 号）第 13 条の規定により次のとおり公表する。

平成 28 年 1 月 8 日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 山 本 晃

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	採取の期間	
有限会社伊藤組 代表取締役 伊藤 哲男	鳥取市古海 1030	鳥取市高路字土樋詰 864 外 16 筆 (52,447 平方メートル)	安山岩 (58,250 立方メートル)	平成 27 年 12 月 10 日から平成 30 年 12 月 9 日 まで	平成 27 年 12 月 10 日

鳥取県告示第 12 号

砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）第 16 条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成 15 年鳥取県条例第 73 号）第 11 条の規定により次のとおり公表する。

平成 28 年 1 月 8 日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 山 本 晃

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在地及び面積	採取をする砂利の種類及び数量	採取の期間	
千馬商会 代表者 千馬 高広	鳥取市湖山町 北三丁目 468	鳥取市三津字大浜ノ 一 1108 外 13 筆 (6,131.30 平方メートル)	砂 (7,091.66 立方メートル)	平成 27 年 12 月 22 日から平成 28 年 12 月 21 日 まで	平成 27 年 12 月 22 日

鳥取県告示第 13 号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第26条第1号の規定による砂利採取の停止の処分に関し、同法第38条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成28年1月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 聴聞の日時 平成28年1月15日（金） 午後1時30分～
- 2 聴聞の場所 倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所
- 3 事案の内容 株式会社エイワン商事の砂利採取法第21条に違反する行為

#### 鳥取県告示第14号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年1月8日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業 所の名称	指定に係る事業 所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種 類
有限会社稲田 松太郎薬局	うさぎ調剤薬局	米子市中町83	平成27年12月14 日	平成27年12月31 日	居宅療養管理 指導

#### 鳥取県告示第15号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成28年1月8日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業 所の名称	指定に係る事業 所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種 類
有限会社稲田 松太郎薬局	うさぎ調剤薬局	米子市中町83	平成27年12月14 日	平成27年12月31 日	介護予防居宅 療養管理指導

#### 鳥取県告示第16号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成28年1月8日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

- 1 開発許可の年月日及び番号  
平成27年9月8日 鳥取県指令第201500088294号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
境港市高松町642-1
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
境港市誠道町229  
澁谷 純

## 公 告

鳥取県大規模集客施設立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号）第8条第1項の規定に基づき、大規模集客



施設の設置について届出があったので、同条第 5 項の規定により公告する。

当該設置届に係る届出書及びこれに添付された書類は、平成 28 年 1 月 8 日から平成 28 年 3 月 8 日まで公衆の縦覧に供する。

なお、当該届出施設の設置については、同条例第 10 条第 2 項の規定に基づき平成 28 年 3 月 8 日までに知事に意見書を提出することができる。

平成 28 年 1 月 8 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 届出者の名称及び所在地並びに代表者の氏名  
大黒天物産株式会社 代表取締役 大賀 昭司  
岡山県倉敷市堀南 704-5
- 2 大規模集客施設の名称  
(仮称) ラ・ムー鳥取東店
- 3 大規模集客施設の敷地の所在地  
鳥取市立川町五丁目 269 外
- 4 大規模集客施設の用途  
店舗、飲食店
- 5 大規模集客施設の総床面積  
9,843 平方メートル
- 6 大規模集客施設の設置に係る工事に着手する予定の日  
平成 28 年 5 月 1 日
- 7 縦覧場所及び意見書の提出場所  
鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課 (鳥取市東町一丁目 220)

平成 27 年鳥取県公報第 8744 号で公告した (仮称) ドラッグコスモス琴浦店に係る鳥取県大規模集客施設立地誘導条例 (平成 21 年鳥取県条例第 5 号。以下「条例」という。) 第 8 条第 1 項の規定に基づく大規模集客施設の設置の届出について、条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、届出者に知事の意見及びその理由を通知したので、同条第 2 項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

なお、この意見に異議があるときは、条例第 12 条第 1 項の規定に基づき平成 28 年 1 月 22 日までに知事に意見書を提出することができる。

平成 28 年 1 月 8 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 知事の意見  
届出施設の設置は、条例第 3 条に規定する基本方針に適合しており、条例第 11 条第 1 項第 1 号に該当する。
- 2 意見の理由  
届出施設の設置場所について、条例別表第 1 の要件に全て適合し、条例第 3 条第 3 号に掲げる地域に該当していないことが確認され、また、設置届の縦覧期間及び条例第 9 条第 1 項に規定する住民説明会において、関係市町村の長及び関係住民から異議を唱える意見は提出されなかったため。

森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者の所在が不分明であるため、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

平成 28 年 1 月 8 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 所在が不分明な者が所有し、又は登記した権利を有する保安林の所在場所  
八頭郡智頭町大字市瀬字ツヘガ途 3541 から 3543 まで、3544 の 1、3544 の 2、3544 の 8、3546、3547、3553 の

- 3、3553の7、3555、大字西野字越道山1256の2、1256の3、1257、1257の1、1263の10、1263の20、1263の23、1263の40から42まで、字小屋ノ谷1253の30
- 2 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 3 通知の要旨
- 1に掲げる土地について、平成27年12月4日付鳥取県告示第775号（保安林の指定施業要件の変更予定について）のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
- 4 通知の掲示場所 智頭町役場
- 5 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課